

# くらしの安心情報

情報ファイル NO.49

平成20年10月10日

**高齢の妻が、年金のほとんどを保険料の支払いに充てている。あまりにひどくないか！**

## 被害内容

【相談者 70代男性】

高齢の妻が、10年位前から、息子や娘や孫を被保険者にして1業者で19件もの契約をしていたことがわかった。妻の年金(約130万円)のほとんどが保険料に充てられている。とても常識的な保険契約とは考えられない。

## 対処方法

これは、高齢者が、商品のしくみをよく理解できないままに次々と保険契約をさせられ、収入の全てが保険料に消える状況に陥った事例です。

- ・ センターからこの状況を保険会社に申し入れたところ、審査部門の聞き取り調査が行われ、相談者の意向に沿って、満期の近いものは継続、近時の加入分については契約の取り消しとなりました。

最近では、銀行や郵便局でも保険商品や投資信託等の金融商品が扱われています。事例のようなトラブルにあわないためには、

- ・ 先ず、貯蓄が目的なのか、投資が目的なのかをはっきり告げる、
- ・ 個人年金保険や投資信託等を契約する場合は、商品のしくみやリスクの説明を求め、十分に理解したうえで契約する、ことが大切です。

また、高齢者の場合、自分が気をつけることはもちろん、家族がトラブルにあっていないかも注意しましょう。

一人で悩まないで、早めに家族や市町村相談窓口、消費生活センターにご相談ください。

そんなに契約したかねえ～



発行：くらしの安心ネットとやま（事務局：富山県消費生活センター）

ご相談は...

TEL: 076 - 432 - 9233 (消費生活相談)

076 - 433 - 3252 (消費者金融・多重債務相談)

高岡支所 0766-25 - 2777 (消費生活相談、消費者金融・多重債務相談)